市税延滞金速算表(令和5年度課税用)

適用期間

令和5年度課税の市税を、令和6年1月1日から令和6年6月30日までの間に納付された場合にご使用ください。

佐野市総合政策部 収納課 納税係

電話《直通》20-3010 (内線) 1482~1496

督促手数料発生日一覧

督促状発付日より3日経過した日(発生日)以降は、督促手数料 100円を加算してください。

※3日経過(発生日)前でも督促状を持参(又は届いている事実が確認)された場合も、加算してください。

税目	固1期	軽自	市1期	固2期•保1期	市2期・保2期	固3期•保3期
納期限	令和5年5月1日	令和5年5月31日	令和5年6月30日	令和5年7月31日	令和5年8月31日	令和5年10月2日
督促状発付日	令和5年5月22日	令和5年6月20日	令和5年7月20日	令和5年8月21日	令和5年9月20日	令和5年10月20日
発生日	令和5年5月25日	令和5年6月23日	令和5年7月23日	令和5年8月24日	令和5年9月23日	令和5年10月23日
ᅲᆂᆸᅟᆝ	り和5千5万25日	り作り十0万20日	D410+1720H	り和5年6万2年日	りれら十つ万と日	17410-1071201
无王口	13410-07200	11410-07201	11410-777201	13410-0712-1	11410-19772011	11410-110712011
税目	市3期・保4期	保5期	固4期·保6期	市4期・保7期	保8期	13410-10712011
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						13440-10712011

令和6年1月22日

令和6年1月25日

令和6年2月20日

令和6年2月23日

令和6年3月20日

令和6年3月23日

※ 固:固定資産税、軽自:軽自動車税(種別割)、市:市県民税、保:国民健康保険税

令和5年11月23日 | 令和5年12月23日 |

令和5年12月20日

督促状発付日 令和5年11月20日

発生日

市税延滞金速算表を利用するにあたって

1. 延滞金について

延滞金は、市税において、納期限後の納税額について、延滞利 子の意味で徴収される徴収金のことをいいます。

2. 延滞金の計算基準

延滞金の額は、納期限が過ぎてから納める市税の額に次の率を かけて計算します。

- 1. 納期限の翌日から1か月を経過するまで・・・年 7.3%
- 2. 1の翌日から納税の日まで・・・・・・・・・・年 14. 6%
 - ※ 但し、平成26年1月1日以後の期間についての延滞金は、 当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均 貸付割合に年1%の割合を加算した割合(延滞金特例基準 割合)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中に おいては、7.3%の部分において、延滞金特例基準割合に 年1%を加算した割合とします。但し、加算した割合が7.3% を超える場合には7.3%とします。14.6%の部分においては、 延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とします。

延滞金特例基準割合 1.4%(令和5年11月30日の租税特別措置法第93条 第2項の規定により告示された割合に1%を加算した割引率)

(小数点以下1位未満切捨て)

令和6年1月1日から令和6年6月30日については、 年7.3%の部分については2.4%を適用し、年14.6%の部分については8.7% を適用します。

3. 計算上の留意事項

- (1) 延滞金計算の基礎となる税額は 2,000 円以上です。
- (2) 延滞金計算の基礎となる税額から、**1,000 円未満の端数を切 捨て**ます。
- (3) 算出した延滞金額が**1,000円未満**であるときは、延滞金は**徴収 しません**(延滞金は1,000円から発生)。
- (4) 算出した延滞金額から、**100 円未満の端数を切捨てます**(100 円単位化)。

4. 督促手数料(100円)について

督促手数料は、納期限後 20 日以内に滞納市税について督促状が発送された場合に課されるものです。

★『督促手数料 いつから加算?』

督促手数料加算開始(発生)日については、『督促手数料発生日 一覧』をご確認ください。

5. 延滞金速算表の使い方

- (1) 延滞金が発生しているか確認する。
- ① 納付する日の月のページを開く。
- ② 納付日の日付と納付すべき税の納期の欄を結ぶと納期限から 納付する日までの延滞金率(%)が表示されています。
- ③ %の隣の金額(千円)は、税額がこの金額を上回っていた場合 に延滞金が発生していることを表しています。税額がこの金額 に満たない場合は、延滞金はつきませんが、当該金額と税額が 僅差の場合は念のため確認をお願いいたします。

(2) 延滞金を計算する。

(例)令和6年5月2日に令和5年5月1日納期限の市税、 税額 **59,500円**を納めた場合の延滞金は、令和6年5月納 付分のページを開き、令和5年5月1日納期限欄を追うと、 本税 13 千円以上は延滞金が発生する事を確認できます。 計算方法は以下のとおりです。

延滞金率=8.21260274%

税額 $59,500 \rightarrow 59,000$ (千円未満は切り捨てる) 税額×延滞金率 $/100=59,000\times8.21260274/100$ =4,845,4356166

> =4,800(100 円未満切り捨て) よって延滞金徴収額は 4,800 円になります。

	曜日	固1期		
納付日		令和5年5月1日		
		%	千円	
R6.5.1	月	8.18876712	13	
R6.5.2	火	8.21260274	13	
R6.5.3	水	8.23643836	13	
R6.5.4	木	8.26027397	13	
R6.5.4	金	8.28410959	13	

市税延滞金速算表を使わないで延滞金を計算する方法

(例)令和6年5月2日に令和5年5月1日納期限の市税、税額 59,500円を納めた場合の延滞金の計算



- ① **59,000**× 2.4(%)/100 × 31(日)/365(日) = 120.263 · · · → 120 (小数点以下切り捨て)
- ② **59.000**× 8.7(%)/100 × $213(目)/365(目) = 2.995.421 \cdots \rightarrow 2.995$ (小数点以下切り捨て)
- ③ 59,000× 8.7(%)/100 × 123(日)/365(日) = 1,729.750 · · · → 1,729 (小数点以下切り捨て)
 - ① 120+② 2,995+③ 1,729 = 4,844→ 4,800 (100 円未満切捨て)

延滞金 4,800 円

督促手数料発生日一覧(給与特別徴収分)

督促状発付日より3日経過した日(発生日)以降は、督促手数料 100円を加算してください。

※3日経過(発生日)前でも督促状を持参(又は届いている事実が確認)された場合も、加算してください。

税	目
納其	朋限
督促状	発付日
発生	EΒ

R5•3月分	R5·4月分	R5·5月分	R5·6月分	R5•7月分	R5·8月分
令和5年4月10日	令和5年5月10日	令和5年6月12日	令和5年7月10日	令和5年8月10日	令和5年9月11日
令和5年4月28日	令和5年5月31日	令和5年6月30日	令和5年7月31日	令和5年8月31日	令和5年9月29日
令和5年5月1日	令和5年6月3日	令和5年7月3日	令和5年8月3日	令和5年9月3日	令和5年10月2日

税	目
納其	阴限
督促状	発付E
発生	E日

	R5•9月分	R5•10月分	R5·11月分	R5•12月分	R6•1月分	R6·2月分
	令和5年10月10日	令和5年11月10日	令和5年12月11日	令和6年1月10日	令和6年2月13日	令和6年3月11日
∃	令和4年10月31日	令和5年11月30日	令和5年12月28日	令和5年1月31日	令和6年2月29日	令和6年3月29日
	令和5年11月3日	令和5年12月3日	令和5年12月31日	令和6年2月1日	令和6年3月3日	令和6年4月1日